

# 受動喫煙防止対策に関する調査報告書

令和2年10月

北海道



# 目 次

1. 調査の概要	
1-1 調査の目的	1
1-2 調査の内容	1
1-3 調査結果の概要	1
2. 調査の結果	
2-1 第一種施設	5
2-2 第二種施設	11
2-3 飲食店	22

## 1. 調査の概要

### 1-1 調査の目的

道内の公共施設及び民間施設における受動喫煙防止対策の状況等を把握し、道の基本的施策や個別の施策等の進捗管理を行うとともに、防止対策を推進する上での課題等の検討に当たっての基礎資料を得ることを目的とする。

### 1-2 調査の内容

- 1-2-1 調査地域 北海道全域
- 1-2-2 調査対象 北海道内に所在する公共施設及び民間施設  
※ただし、以下の施設は、北海道において調査を実施しているため除外している
- (1) 医療機関を除く市町村立の施設
  - (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
  - (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する認可保育所
  - (4) 児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設
  - (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- 1-2-3 調査方法 郵送による配布及び回収  
※調査の際は、健康増進法における類型等に基づき、「第一種施設」「第二種施設」「飲食店」の調査票を作成し、それぞれを無作為抽出により選定した施設に発送した。
- 1-2-4 発送数 5,000（回収数：2,370 回収率：47.4%）
- 1-2-5 調査期間 令和 2 年（2020 年）9 月 7 日～令和 2 年（2020 年）9 月 25 日

### 1-3 調査結果の概要

#### 1-3-1 調査に関する留意事項

- ・回答数は無回答や無効回答（設問に対し、回答規則に反するもの）を除いているため、回収したサンプル数とは異なる場合がある。
- ・集計結果は、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示しているため、割合の合計が 100.0 にならない場合がある。
- ・複数の選択肢を回答可能な設問については、各選択肢の回答数を回答施設全体で割った割合を表示している。そのため、回答数の合計は回答施設全体を、各選択肢の割合の合計は 100.0 を超える場合がある。

1-3-2 業種区分

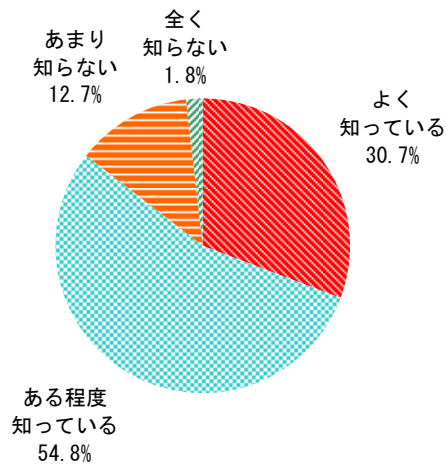
No.	施設区分	業種区分	対象施設
1	第一種施設	学校	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
2		病院	病院
3		診療所	有床診療所、無床診療所、歯科診療所
4		薬局等	薬局、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）
5		国の機関（第一種施設）	行政機関の庁舎などの国の機関
6	第二種施設	劇場等	劇場、映画館、興行場
7		競馬場等	競馬場、競輪場
8		集会場等	集会場、冠婚葬祭施設、火葬場、宗教関係施設
9		屋内運動施設	体育館（道立、市町村立除く）、ボウリング場、フィットネスクラブなどの屋内運動施設
10		理容室等	理容室、美容室、公衆浴場（市町村立除く）
11		百貨店等	百貨店、総合スーパー、食料品店、ドラッグストア
12		コンビニエンスストア	コンビニエンスストア
13		銀行等	銀行、保険会社などの金融機関、郵便局
14		駅舎等	駅舎、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル等
15		動物園等	動物園、植物園、遊園地、水族館等
16		高齢者施設	特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどの高齢者施設
17		宿泊施設	ホテル、旅館などの宿泊施設
18		国の機関（第二種施設）	裁判所、刑務所などの国の機関
19	飲食店	飲食店	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店

1-3-3 業種区分別回答状況（全体の回答数等）

No.	施設区分	業種区分	対象数	回答数	区分における回答率（%）
1	第一種施設	学校	94	68	72.3
2		病院	55	43	78.2
3		診療所	317	198	62.5
4		薬局等	221	121	54.8
5		国の機関（第一種施設）	115	90	78.3
6	第二種施設	劇場等	30	19	63.3
7		競馬場等	4	4	100.0
8		集会場等	240	149	62.1
9		屋内運動施設	69	29	42.0
10		理容室等	662	275	41.5
11		百貨店等	107	49	45.8
12		コンビニエンスストア	149	51	34.2
13		銀行等	241	157	65.1
14		駅舎等	139	103	74.1
15		動物園等	37	21	56.8
16		高齢者施設	170	102	60.0
17		宿泊施設	113	39	34.5
18		国の機関（第二種施設）	22	20	90.9
19	飲食店	飲食店	2,215	832	37.6
合計			5,000	2,370	47.4

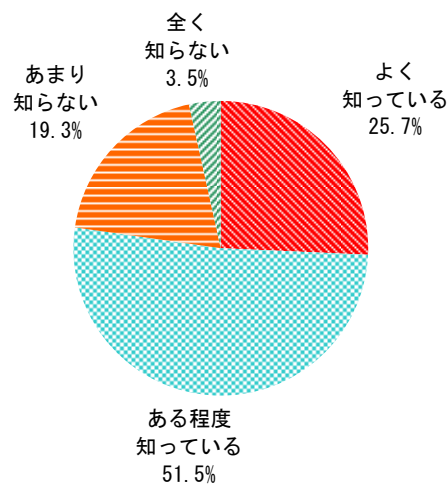
1-3-4 業種区分別回答状況（健康増進法の改正内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている (%)	ある程度知っている (%)	あまり知らない (%)	全く知らない (%)
1	第一種施設	学校	68	38.2	57.4	4.4	0.0
2		病院	43	27.9	65.1	7.0	0.0
3		診療所	198	25.8	56.1	14.1	4.0
4		薬局等	121	19.0	57.9	22.3	0.8
5		国の機関（第一種施設）	90	58.9	36.7	4.4	0.0
6	第二種施設	劇場等	19	36.8	52.6	10.5	0.0
7		競馬場等	4	50.0	50.0	0.0	0.0
8		集会場等	149	17.4	53.0	24.2	5.4
9		屋内運動施設	29	20.7	58.6	17.2	3.4
10		理容室等	274	17.9	55.1	21.9	5.1
11		百貨店等	49	36.7	46.9	16.3	0.0
12		コンビニエンスストア	51	25.5	58.8	13.7	2.0
13		銀行等	157	36.3	59.2	3.8	0.6
14		駅舎等	103	47.6	44.7	7.8	0.0
15		動物園等	21	28.6	61.9	9.5	0.0
16		高齢者施設	102	21.6	62.7	13.7	2.0
17		宿泊施設	39	38.5	59.0	2.6	0.0
18		国の機関（第二種施設）	20	95.0	5.0	0.0	0.0
19	飲食店	飲食店	828	33.0	55.8	10.4	0.8
合計			2,365	30.7	54.8	12.7	1.8



1-3-5 業種区分別回答状況（北海道受動喫煙防止条例の内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている (%)	ある程度知っている (%)	あまり知らない (%)	全く知らない (%)
1	第一種施設	学校	68	33.8	55.9	10.3	0.0
2		病院	43	25.6	58.1	16.3	0.0
3		診療所	198	22.7	50.0	22.7	4.5
4		薬局等	121	14.9	48.8	31.4	5.0
5		国の機関（第一種施設）	90	45.6	35.6	15.6	3.3
6	第二種施設	劇場等	19	26.3	47.4	26.3	0.0
7		競馬場等	4	50.0	50.0	0.0	0.0
8		集会場等	149	14.1	47.0	31.5	7.4
9		屋内運動施設	29	13.8	48.3	27.6	10.3
10		理容室等	274	13.5	50.0	29.2	7.3
11		百貨店等	49	32.7	40.8	20.4	6.1
12		コンビニエンスストア	51	17.6	54.9	23.5	3.9
13		銀行等	157	28.7	53.5	15.9	1.9
14		駅舎等	102	42.2	41.2	12.7	3.9
15		動物園等	21	23.8	57.1	19.0	0.0
16		高齢者施設	102	12.7	57.8	25.5	3.9
17		宿泊施設	39	25.6	53.8	17.9	2.6
18		国の機関（第二種施設）	20	90.0	10.0	0.0	0.0
19	飲食店	飲食店	829	29.2	56.2	13.0	1.6
合計			2,365	25.7	51.5	19.3	3.5

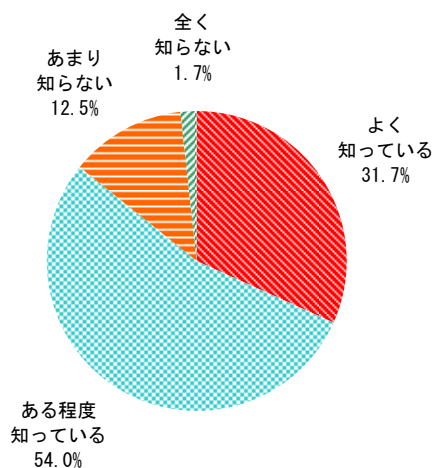


## 2. 調査の結果

### 2-1 第一種施設

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

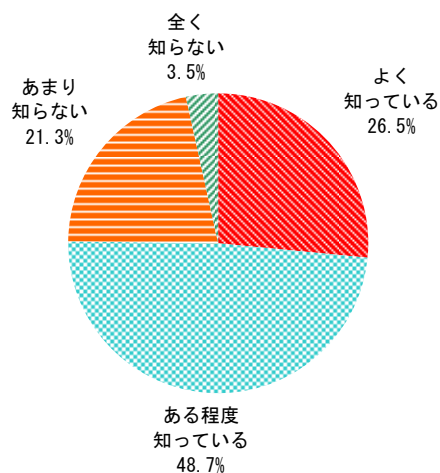
選択肢	回答数	%
よく知っている	165	31.7
ある程度知っている	281	54.0
あまり知らない	65	12.5
全く知らない	9	1.7
合計	520	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると85.7%であり、約9割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
よく知っている	138	26.5
ある程度知っている	253	48.7
あまり知らない	111	21.3
全く知らない	18	3.5
合計	520	100.0

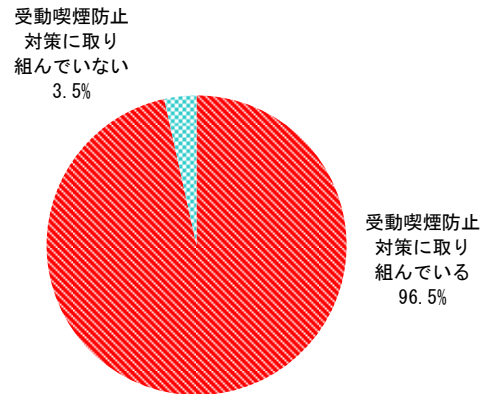


北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると75.2%であり、約8割が条例の内容を知っていると回答した。



問3 貴施設では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
受動喫煙防止対策に取り組んでいる	502	96.5
受動喫煙防止対策に取り組んでいない	18	3.5
合計	520	100.0

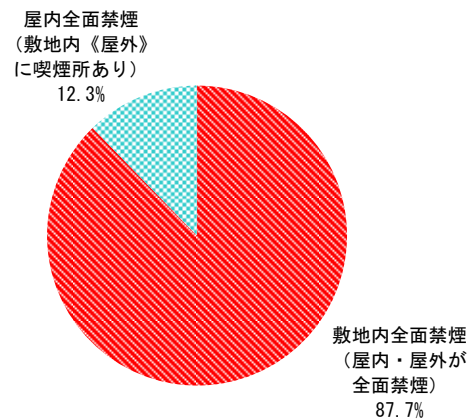


受動喫煙防止対策の取組について、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」が96.5%と、ほとんどの施設が対策に取り組んでいると回答した。

※問3で「1. 取り組んでいる」と回答した方にお聞きします。

問4 貴施設が取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

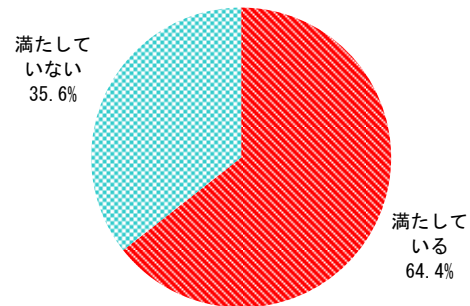
選択肢	回答数	%
敷地内全面禁煙（屋内・屋外が全面禁煙）	443	87.7
屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙所あり）	62	12.3
合計	505	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「敷地内全面禁煙（屋内・屋外が全面禁煙）」の割合が87.7%と、約9割が敷地内を全面禁煙にしていると回答した。

※問 4 で「2. 屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）」と回答した方にお聞きします。  
 問 5 屋外喫煙場所は、喫煙場所が明確に区分され、喫煙場所である旨の標識を掲示し、かつ、施設利用者が通常立ち入らない場所という健康増進法の要件を満たしていますか。（1 つに○）

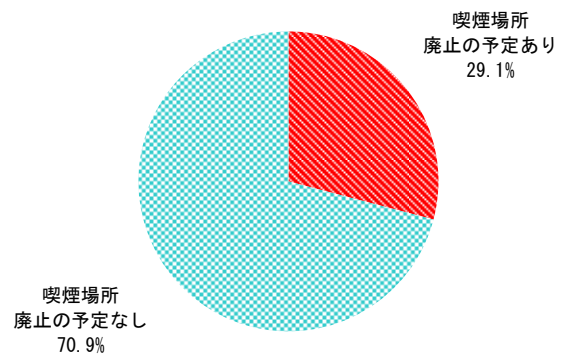
選択肢	回答数	%
満たしている	38	64.4
満たしていない	21	35.6
合計	59	100.0



屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）の施設を対象に、健康増進法における特定屋外喫煙場所の設置要件の遵守状況について聞いたところ、「満たしている」が 64.4%と、約 6 割が健康増進法の要件を満たした喫煙場所を設置していると回答した。

※問 4 で「2. 屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）」と回答した方にお聞きします。  
 問 6 今後、敷地内《屋外》にある喫煙場所を廃止する予定はありますか。（1 つに○）

選択肢	回答数	%
喫煙場所廃止の予定あり	16	29.1
喫煙場所廃止の予定なし	39	70.9
合計	55	100.0



屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）の施設を対象に、屋外にある喫煙場所を廃止する予定について聞いたところ、「喫煙場所廃止の予定なし」が 70.9%と、約 7 割が屋外の喫煙場所を廃止する予定はないと回答した。

問 7 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書き下さい。

無回答や「特になし」などを除き、70 の施設から意見が寄せられた。  
主な意見は次のとおり。

#### ■学校

##### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・喫煙者のマナー向上対策が必要。特にたばこの吸い殻のポイ捨てへの罰則強化。
- ・歩きたばこしている人が多々見られ、受動喫煙を感じます。意識の低さを感じます。

##### ○喫煙者への対応等

- ・喫煙場所の標識をすると、逆に喫煙を促すことにつながると考え、喫煙の依頼がある場合のみ指定場所へ案内することとしている。

##### ○広報・周知の強化

- ・少しの受動喫煙も、身体に悪い影響が出ることをまだまだ知らない道民は多いと感じています。受動喫煙防止対策は、対策の種類と回数があればあるだけ効果が期待できますので、これからもよい企画をよろしくお願いします。

##### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・当カルチャースクールは全面禁煙です。生徒数は 10 人ですが希望者も全くありません。
- ・10 年程前から全面禁煙ですので、それが当たり前になっています。

##### ○その他

- ・喫煙場所は共用場所なので、廃止したいですが、当校だけでは廃止を決定できません。

#### ■病院

##### ○規制・罰則の強化

- ・路上喫煙禁止区域を拡大してほしい。特に病院に隣接する区域は早急の実施してほしい。

#### ■診療所

##### ○規制・罰則の強化

- ・禁煙や分煙が進んでおり、医療機関はどこも禁煙としている施設が多いと思います。しかしながら医療機関という性格を以てしても、喫煙者による敷地内でのかくれ喫煙等が見られ、禁煙に対してもう少し法的抑止力を高める必要があるのではないかと感じます。
- ・路上喫煙に対しての罰則を強化すべき。

##### ○広報・周知の強化

- ・受動喫煙だけでなく、能動喫煙による害にも目を向け対策すべき。

##### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・駐車場も禁煙にしているのですが、なかなか徹底できずにいます。
- ・特に禁煙と言わなくても、屋内・屋外ともに禁煙は当たり前です。
- ・患者さんに禁煙を勧めています。
- ・世の中の流れで、この対策は当然のものと思っています。対策しているつもりはなかったのですが、職場の敷地内全面禁煙は当然と考えていました。

## ■薬局等

### ○規制・罰則の強化

- ・コンビニの出入り口近くに灰皿を置いている店が多い。吸い殻を捨てる目的と聞いているが、実際は喫煙所となってしまうている。喫煙しない者にとって迷惑なので、あの灰皿を無くすよう条例化して指導してほしい。
- ・歩きながらの喫煙者に対しての罰則規定を希望します。

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・施設側が努力しても喫煙者のモラルがしっかりしていないと受動喫煙は無くならないと思います。灰皿が無くてもたばこを敷地内で吸われる方はいますし、路面店ですと歩きタバコの方が日に何度も通ります。

### ○喫煙者への対応等

- ・喫煙者がいない。元々喫煙してはいけないと定められている場所であるため、対策する必要がない状況です。
- ・敷地内または屋内全面禁煙は良いと私は思うが、屋内で第一種等の換気設備が整っているならば、屋内分煙で十分だと思う。

### ○広報・周知の強化

- ・ポスター掲示等でアナウンスしても一向に数は減らない。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・この取組以前よりそうなので、特に困ったことはない。
- ・屋内には全面禁煙を表示していますが、駐車スペースには表示していないので、喫煙している方がおります。なかなか直接伝えることが難しいので、屋外にも表示をしなければいけないと思います。一般には調剤薬局は禁煙であると認識しているようですが、まだ全てに浸透はしていませんが、働きかけは継続していきます。
- ・受動喫煙防止がより推進されるとよろしいかと思えます。より一層の推進をお願い申し上げます。

### ○その他

- ・禁煙活動は健康生活を推進するには歓迎ですが、肺がんとの因果関係はなかったと思う。現に今、がんのワースト1は大腸がんを抜き肺がんが1位です。このことは以前から言われていたのですが。

## ■国の機関(第一種施設)

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・当所を含め、周辺の官公庁は取り組んでいるが、その反動で喫煙者が隣接するコンビニに集中する傾向にあり、換気のため窓を開けると、煙や臭いが庁舎内に入ってくるほどである。喫煙者の意識改革やモラルといった取組も必要だと考えます。
- ・来局者の遵法についての意識が低く対応に苦慮している。

### ○喫煙者への対応等

- ・喫煙場所をゼロにしてしまうと庁舎敷地周辺で路上喫煙する人が増え、地域の方々からの印象が悪いので、少なくとも1か所は喫煙場所を残すべきだと思っている。

### ○広報・周知の強化

- ・道民、住民、地域に対策の内容が周知されていない、浸透していないと思われる。

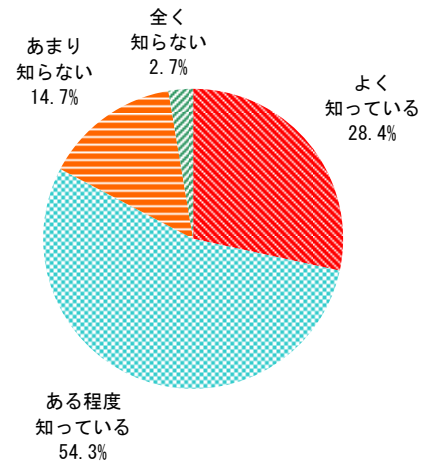
### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- 喫煙者は不便ですがやむを得ないと思います。
- 北海道は他県等と比較すると喫煙者が多いと思います。本取組を実施する上で難しいところも多いでしょうが、よろしくお願いします。

## 2-2 第二種施設

問 1 平成 30 年 7 月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。（1つに○）

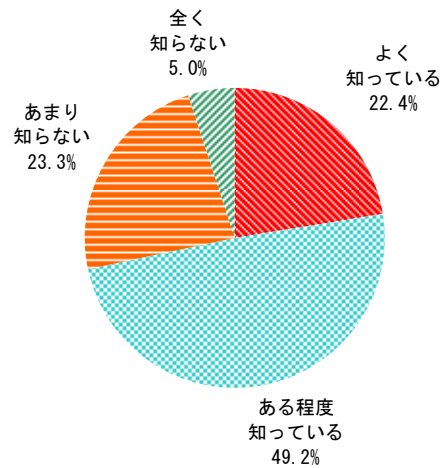
選択肢	回答数	%
よく知っている	289	28.4
ある程度知っている	552	54.3
あまり知らない	149	14.7
全く知らない	27	2.7
合計	1,017	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると 82.7%であり、約 8 割が改正法の内容を知っていると回答した。

問 2 北海道では、令和 2 年 3 月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。（1つに○）

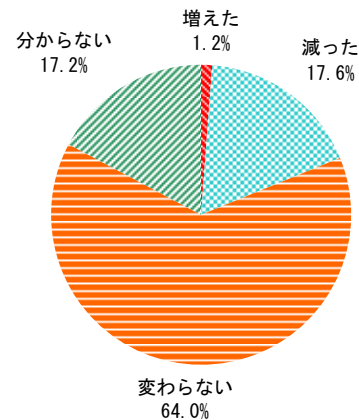
選択肢	回答数	%
よく知っている	228	22.4
ある程度知っている	500	49.2
あまり知らない	237	23.3
全く知らない	51	5.0
合計	1,016	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると 71.6%であり、約 7 割が条例の内容を知っていると回答した。

問 3 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、この1年間で利用者数に変化がありましたか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
増えた	12	1.2
減った	178	17.6
変わらない	646	64.0
分からない	174	17.2
合計	1,010	100.0

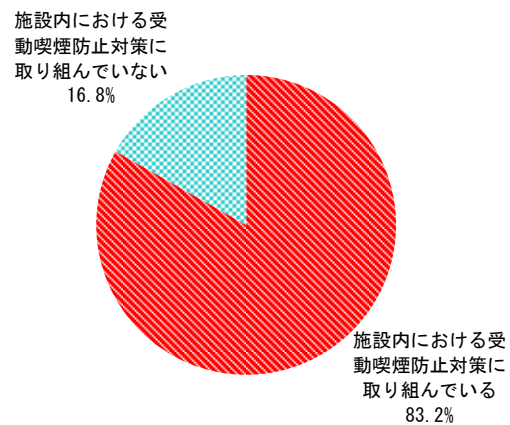


健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定による利用者数の変化について、「変わらない」と回答した割合が64.0%と最も高く、次いで「減った」が17.6%、「分からない」が17.2%、「増えた」は1.2%であった。

問 4 貴施設では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。(あてはまるものに○)

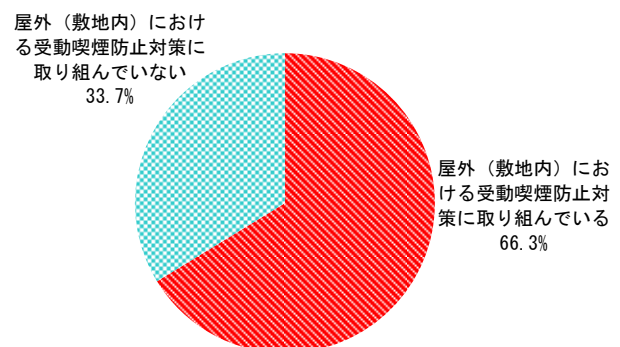
〔施設内〕

選択肢	回答数	%
施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる	830	83.2
施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいない	168	16.8
合計	998	100.0



〔屋外〕

選択肢	回答数	%
屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいる	552	66.3
屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいない	281	33.7
合計	833	100.0

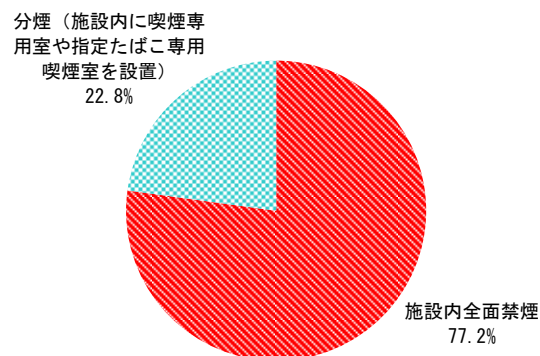


施設における受動喫煙防止対策の取組について、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は83.2%であった。また、「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」と回答した割合は66.3%であった。

※「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問 5 貴施設が施設内で取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

選択肢	回答数	%
施設内全面禁煙	635	77.2
分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	188	22.8
合計	823	100.0

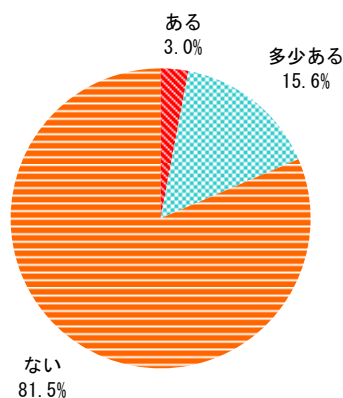


受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「施設内全面禁煙」が77.2%、「分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）」が22.8%であった。

※「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問 6 利用者から施設内でたばこを吸えないことについての苦情はありますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
ある	22	3.0
多少ある	115	15.6
ない	602	81.5
合計	739	100.0



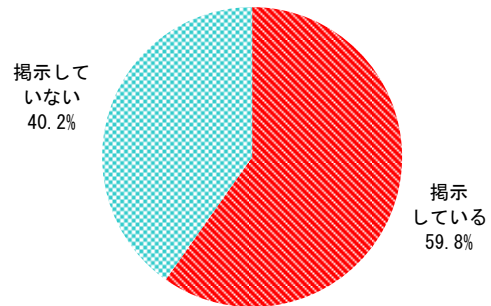
受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、施設内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が81.5%と最も高く、次いで「多少ある」が15.6%、「ある」が3.0%であった。



※問5で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問7 施設内を分煙としている場合、出入口の見やすい箇所に喫煙専用室等の標識の掲示（健康増進法に基づく対応）を行っていますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
掲示している	104	59.8
掲示していない	70	40.2
合計	174	100.0

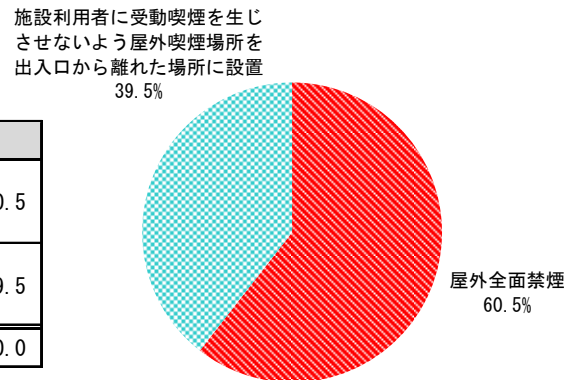


分煙に取り組んでいる施設を対象に、喫煙専用室等の標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」は59.8%、「掲示していない」は40.2%であった。

※「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問8 貴施設が屋外（敷地内）で取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

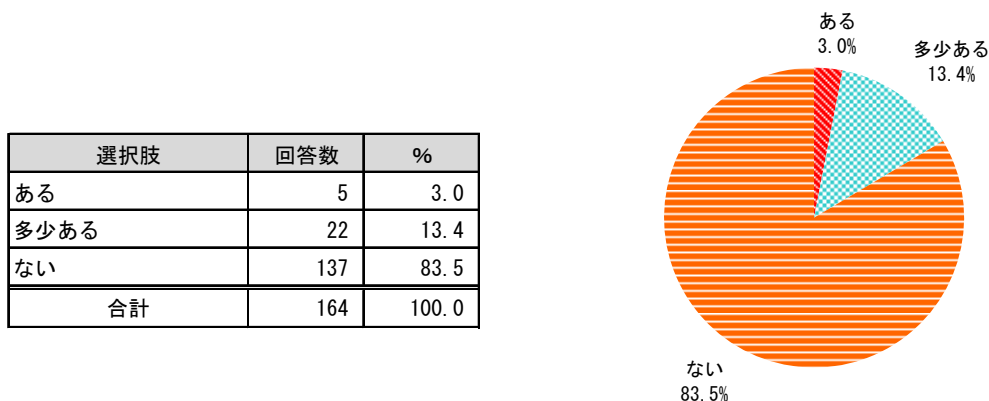
選択肢	回答数	%
屋外全面禁煙	313	60.5
施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	204	39.5
合計	517	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「屋外全面禁煙」が60.5%、「施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置」が39.5%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

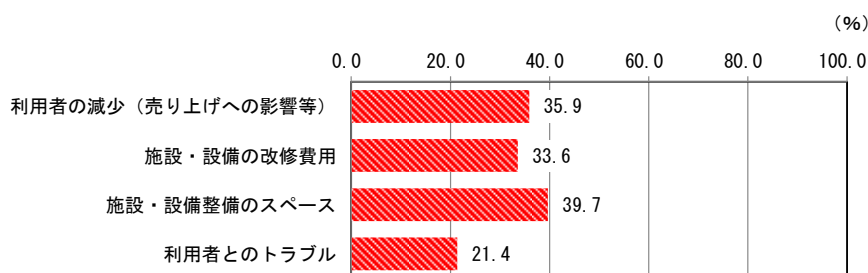
問9 この1年間で、利用者からたばこの煙についての苦情はありますか。（1つに○）



受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、施設利用者からのたばこの煙に関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が83.5%と最も高く、次いで「多少ある」が13.4%、「ある」が3.0%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問10 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。（あてはまるものに○）



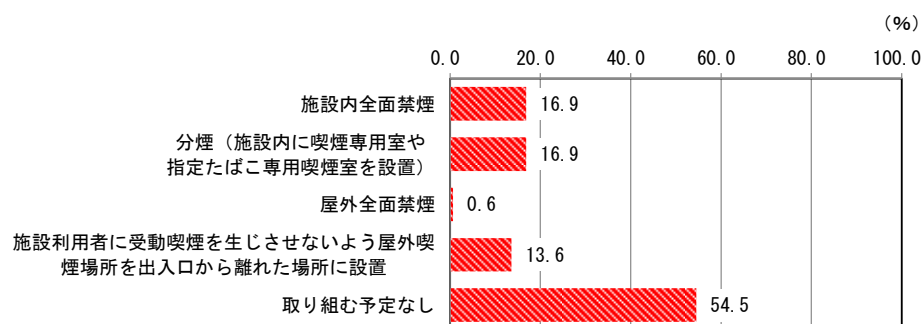
選択肢	回答数	%
利用者の減少（売り上げへの影響等）	47	35.9
施設・設備の改修費用	44	33.6
施設・設備整備のスペース	52	39.7
利用者とのトラブル	28	21.4

受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ、「施設・設備整備のスペース」の割合が39.7%と最も高く、次いで「利用者の減少（売り上げへの影響等）」が35.9%、「施設・設備の改修費用」が33.6%、「利用者とのトラブル」が21.4%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問 11 貴施設では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。

(あてはまるものに○)



選択肢	回答数	%
施設内全面禁煙	26	16.9
分煙 (施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)	26	16.9
屋外全面禁煙	1	0.6
施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	21	13.6
取り組む予定なし	84	54.5

受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策の取り組み予定について聞いたところ、「施設内全面禁煙」「分煙 (施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)」の割合がともに16.9%と最も高く、ついで「施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置」が13.6%、「屋外全面禁煙」が0.6%であった。一方、「取り組む予定なし」は54.5%であった。

問12 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書き下さい。

無回答や「特になし」などを除き、149の施設から意見が寄せられた。  
主な意見は、次のとおり。

■劇場等

○規制緩和

- ・喫煙可能な分煙スペースの広さのレギュレーションにあわせると設置が厳しい状況です。緩和を望みます。

○喫煙者への対応

- ・月に1回、2回ほど喫煙場所がないか聞かれますが、特に苦情にはなっていません

■競馬場等

(特に意見なし)

■集会場等

○規制・罰則の強化

- ・もっと厳しく防止対策をしてもよい。
- ・喫煙は他人にも害を及ぼすので、公的な場所の喫煙は反対します。公的な場所以外でも反対です。

○喫煙者への対応等

- ・禁煙が進みながらも、同時に分煙が進む取組も必要と思います。
- ・当施設においては、利用者は多くはなく、元々喫煙する方も少ない。喫煙者がいる場合は、利用者間で自主的に分煙か禁煙を決めていただいておりますので、施設としての(目に見えるような)防止策は取り組んでおりません。
- ・学生会館なのでたばこを吸う人がいません。
- ・現在、常に吸っているのは住職のみ。法事・葬儀等も少なく、喫煙は会館の一角のみ。また、喫煙者の減少によってあまりうるさくはこの頃は言ってきません。
- ・お寺です。喫煙者は以前から比べると、とても減っていますが、施設内全面禁煙や屋外全面禁煙は難しいと感じています。

○広報・周知の強化

- ・映像や動画で、今後さらに啓蒙することが必要でしょう。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・分煙していますが、喫煙者は減少傾向にあり、将来的に対面しての禁煙が可能と思われます。ただし、強制的措置までは今のところ考えていません。
- ・現在全面禁煙は難しいが、喫煙する人が減少している傾向なので、将来的には灰皿の撤去等を考えている。
- ・出入りの人数がさほど多い訳ではないので余り問題にはしてはませんが今後分煙等について考えてみようと思っています。
- ・公共施設ばかりでなく、民間施設についても全面禁煙に取り組むことが必要。
- ・受動喫煙について、喫煙者がちゃんと意識して行動しているため、施設からの案内がなくとも自然と分煙等の配慮がなされています。お互いに気遣いあって行動することを考えれば良いのではないかと考えています。全て決めごとを作ってしまうのもどうなの

かと思えます。

#### ○改修費用・啓発品等の補助

- ・建物入口に貼るステッカーを配布してほしい。

### ■屋内運動施設

#### ○規制・罰則の強化

- ・細かい例外規定を設けず、自宅以外の外の施設内等全面禁煙で良いと思えます。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・健康増進施設であるため、元々喫煙スペースを設けていない。喫煙したい方は車内で喫煙します。（車移動が主の地域なので9割は車で来館）

#### ○入居施設に準じた対応

- ・テナントとして入居しておりますが、そもそも全館禁煙でした。ビル側が屋内・屋外共に全面禁煙にしました。

### ■理容室等

#### ○規制・罰則の強化

- ・違反者には罰則をしっかりと付さないと効果が無いと思えます。諸外国に比べて大変遅れている。あいまいではいけないと思えます。
- ・昨今のコロナの関係もあり、歩きたばこでさえすれ違う際に吸い込む煙に非常に抵抗感があります。単なる嗜好の違いではなく、外であろうと時間差でも人が行き来する場所では全面禁煙にしてほしいです。

#### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・歩きたばこのポイ捨てが多い。対策、喫煙マナーの告知徹底。
- ・当店は対個人での営業ですので、今のところ換気をする程度の対策しかしていません。人口密度の高い都市部と比べると人口の少ない田舎は特に喫煙者の意識が低すぎると感じます。これといった罰則もないので、ポイ捨てなどのマナーの悪い喫煙者も多く見かけます。田舎でもポイ捨ては罰則化すべきだと思います。徹底した喫煙者の意識改革が必要だと思います。

#### ○喫煙者への対応等

- ・喫煙ブースは必要だと思う。歩きたばこは本当に迷惑。コンビニの出入口に設置している所が多く、本当に嫌。タバコを吸うなどは思わないので、煙の漏れないブースを希望。
- ・コロナの関係も有、たばこ愛煙常連客の激減有、売上に多大なる影響有で非常に困っている。客の8割が愛煙家の為。
- ・女性経営者なのでタバコを吸う人はあまりいませんので、それほど抵抗はありませんでした。
- ・希望としては取り組みたいが個人経営の為お客様の数が少ないのでたばこを吸う方の前に空気清浄機は置いてあります。タバコを吸う方は減りました。
- ・こちらが積極的に受動喫煙防止対策を取らなくても、全体的に喫煙者は減ってきているのでそんなに心配はしていない。

#### ○広報・周知の強化

- ・喫煙者が減少していく対策（コマーシャルや啓発ポスター）などやり続けていければ、必然的に受動喫煙は軽減されると思われれます。
- ・官公庁近くのコンビニ等灰皿のある所に群がる人たちに、もう少したばこの害を提示し

つつ場所を作ってはどうかでしょう。暗示をかけるようなビデオを流し続けるとか。電子たばこではなくもっと健康的なパイポみたいなやつを買いやすい援助をするとか。ただ場所を排除してもやめる気になってないですね。

#### ○入居施設に準じた対応

- ・施設は町役場のもので、役場からの指示に沿って取り組んでいます。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・お客さんの方が気を付けて、他の客がいる時などは喫煙しないている。他にお客さんが居た時は外で喫煙している。今は1割ほどしか吸う人がいない。
- ・条例の制定を機に全面禁煙に致しましたが、お客様の反発は覚悟していた程でもなく、たばこをやめた方もおられます。世の中の禁煙の流れは、広く行き渡っているのを実感しています
- ・施設内全面禁煙にしてまだ1か月程で利用者については増えた減ったはまだわかりません。オール北海道で受動喫煙防止対策のチラシを待合室においています。保健所に提出してステッカーを交付してもらいました。
- ・全面禁煙にした理由を伝えたら、理解してくださるお客様ばかりでした。自分自身、元々たばこを吸わないので、対策のお陰で助かりました。呼吸器系の持病があるので以前は我慢していました。他のお客様もたばこを吸わない方もいますので安心です。
- ・「北海道のきれいな空気の施設登録事業」の実施についてすでに施設内にステッカーを道から交付され掲示しております。これからも皆様と協力しながら取り組んでいきたいと思っております。

#### ○調査方法について

- ・施設内は全面禁煙であるので当然受動喫煙は生じない。設問内容にムダがありはしないか。

#### ○改修費用・啓発品等の補助

- ・店内、禁煙にしたいと思いますので、お客様が分かって頂ける様なポスター、又は、ステッカーが有りましたらほしいのでお願い致します。
- ・取り組むことはお店のスペースと費用の問題が生じます。今のコロナの現状、お客様一人一人接客の方をさせていただいています。喫煙される方が来店されたときは、換気など行って、次のお役様にご迷惑にならないようにさせていただいている状況です。空気をクリーンにできる設備など考えたとき費用の部分が問題となります。

### ■百貨店等

#### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・元より屋外には施設内テナントの灰皿がありましたが、4月より撤去しております。禁煙を掲示しておりませんが、駐車場の吸い殻は依然より見受けられます（車内のものを捨てるのを含む）

#### ○喫煙者への対応等

- ・喫煙者が非常に少なくなり施設内外での喫煙はほとんどない。受動喫煙防止対策に積極的に取り組むことはありません。

#### ○調査方法について

- ・このようなアンケートをよこすのをやめて欲しい。web 回答に切り替えて下さい。今後は紙での回答はしません。

## ○その他

- ・コロナ禍で、今は喫煙室を使用禁止にしています（喫煙室が狭いためです）。

## ■コンビニエンスストア

### ○規制・罰則の強化

- ・当店は、札幌市内にもかかわらず、（もちろん、灰皿等も撤去済みである。）店舗屋外周辺で喫煙している者が後を絶ちません。取り締まり強化を望みます。それこそ他のお客様に対して迷惑をおかけしてしまっている状況です。
- ・コンビニ経営ですが、今年外灰皿を撤去しました。コンビニの灰皿はすべて撤去するよう法律で定めるべきだと思います。（売り上げへの影響はありません）

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・施設外（駐車場等）、店舗横等で喫煙する人がいて、注意するとほぼ文句を言われ怒鳴られ、言うことを聞いてもらえないので、もっと世の中に広めてほしい。
- ・まだまだポイ捨てが後を絶たない。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・コンビニエンスストアのため、店内は禁煙です。駐車場は灰皿を撤去しましたが、禁煙とは謳っていません。
- ・対策の効果でしょうか、人前でたばこを吸っている人を見かけることがほとんどと言っていいくらい無くなりました。

## ■銀行等

### ○規制・罰則の強化

- ・飲食店での喫煙は全面的に禁煙にしてほしい。

### ○規制緩和

- ・当局では屋外も禁止としているが、局外での喫煙所を見かける時は印象が良くない。加熱式たばこ等の臭いのほとんどないものについて、他のものより基準を下げる等あれば、当局からの苦情も減るのではと思う。

### ○広報・周知の強化

- ・ポスター、チラシの配布増。防災無線などでの防止の呼びかけ。
- ・飲食店でも全面禁煙になると仕事にも支障あり（接待などで相手側の喫煙対応がわからないため）何か可否のルール一覧などあれば助かります。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・バス停のバス待ちの喫煙の煙が敷地内に入ってくるのは対策がない。

### ○調査方法について

- ・質問の内容について、もう少し答えやすくした方がよい。

## ■駅舎等

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・屋外も含めて全面禁煙の掲示をしているにもかかわらず、毎朝入口付近に吸いながら捨てられており、社員が清掃している。個人のモラルに訴えかける地道な活動が必要と考えている。それはサービス業の観点から一事業者には限界（苦情への恐怖→注意すれば文句を言われる）があり、警察も含め行政が率先して注意喚起を行っていただきたい。

- ・屋外の灰皿を撤去した影響で、たばこのポイ捨てが増えた。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・今まで事務室の中に喫煙ルームがありましたが、煙が漏れていたため、今回、全面禁煙にして大変よかったですと思いました。
- ・「屋外」での取組は無いが「施設内」では喫煙スペースを設け、分煙化には早期より取り組み済み。トラブルもなし。
- ・喫煙ができる環境が減り、歩きタバコや公園内の喫煙者が増え、受動喫煙のリスクが拡散している。公共の喫煙専用室の増加等、分煙に力を入れて頂きたい。

### ■動物園等

#### ○喫煙者への対応等

- ・喫煙者が悪者であるかのような社会づくりはやめてほしいし、喫煙者の背負う大きな税金は何のために使われているのか、教えてほしい。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・弊社、当館はオープン当時から館内禁煙のため、受動喫煙防止対策等について考えたことがあまりありません。

### ■高齢者施設

#### ○喫煙者への対応等

- ・屋外でたばこを吸える場所を設置することが課題である。外で吸っている人を見て、見た目が良くないと言われるも車がない人はとくに冬場は入り口付近で吸っているのが現状。
- ・現在たばこを吸う方が一人もおりません。入居者様を含め全員、対策も特になく、今後も全面禁煙に変わりません。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・本施設での利用者様の喫煙はゼロです。職員喫煙者、数名のため分煙対応としていますが、利用者様への影響は無しとなっております。
- ・喫煙している方は少なくなっている。施設では禁煙に取り組んでいる。
- ・R3.1月からは全面禁煙にするように予定しています。

### ■宿泊施設

(特に意見なし)

### ■国の機関(第二種施設)

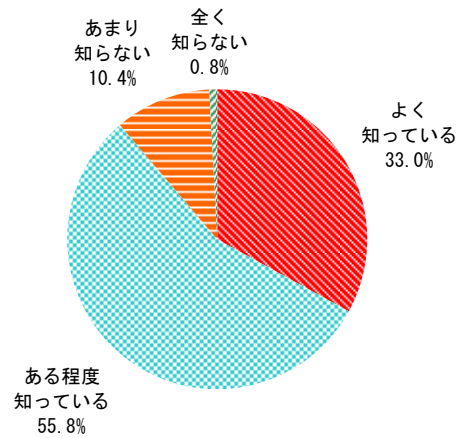
(特に意見なし)



## 2-3 飲食店

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

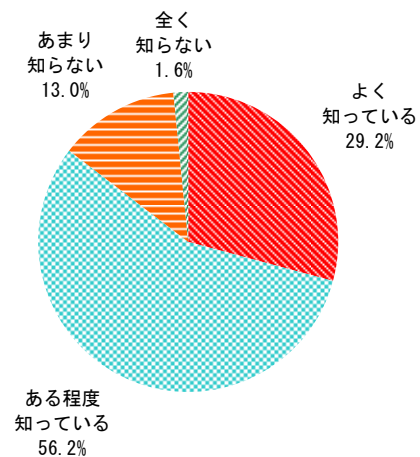
選択肢	回答数	%
よく知っている	273	33.0
ある程度知っている	462	55.8
あまり知らない	86	10.4
全く知らない	7	0.8
合計	828	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると88.8%であり、約9割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

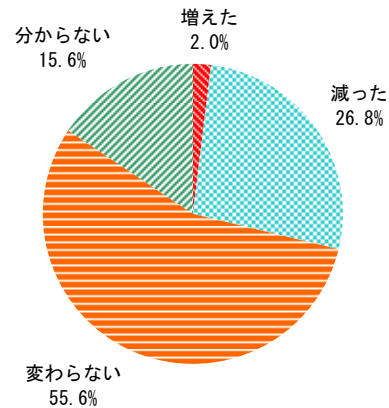
選択肢	回答数	%
よく知っている	242	29.2
ある程度知っている	466	56.2
あまり知らない	108	13.0
全く知らない	13	1.6
合計	829	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると85.4%であり、約9割が条例の内容を知っていると回答した。

問 3 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、この1年間で利用客数に変化がありましたか。(1つに○)

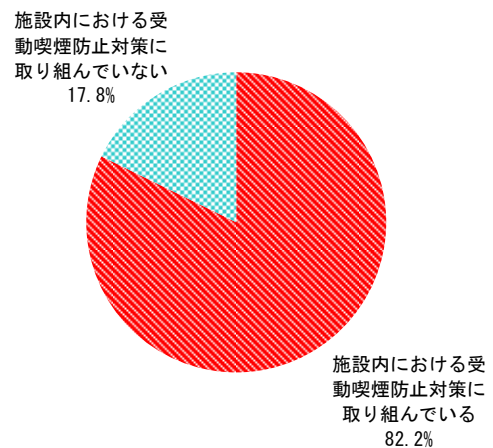
選択肢	回答数	%
増えた	16	2.0
減った	220	26.8
変わらない	456	55.6
分からない	128	15.6
合計	820	100.0



健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定による利用者数の変化について、「変わらない」と回答した割合が55.6%と最も高く、次いで「減った」が26.8%、「分からない」が15.6%、「増えた」は2.0%であった。

問 4 貴店では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる	681	82.2
施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいない	147	17.8
合計	828	100.0

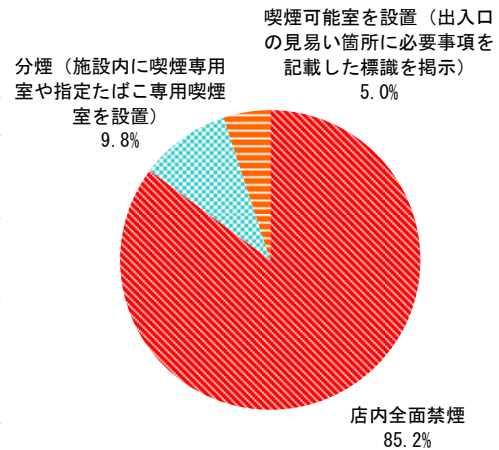


施設における受動喫煙防止対策への取組について、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は82.2%、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいない」は17.8%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問5 貴店が取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

選択肢	回答数	%
店内全面禁煙	574	85.2
分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	66	9.8
喫煙可能室を設置（出入口の見易い箇所に必要事項を記載した標識を掲示）	34	5.0
合計	674	100.0

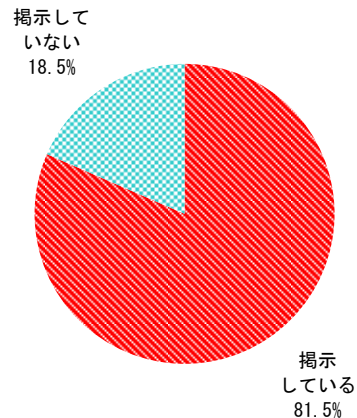


受動喫煙防止対策に取り組んでいる店を対象に、対策の内容について聞いたところ「店内全面禁煙」の割合が85.2%と最も高く、次いで「分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）」が9.8%、「喫煙可能室を設置（出入口の見易い箇所に必要事項を記載した標識を掲示）」が5.0%であった。

※問5で「1. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問6 出入口の見やすい箇所に禁煙標識（ステッカー等）の掲示（北海道受動喫煙防止条例に基づく対応）を行っていますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
掲示している	463	81.5
掲示していない	105	18.5
合計	568	100.0

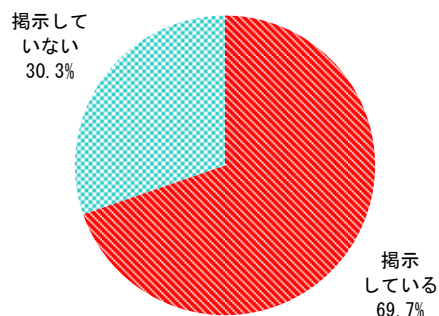


店内全面禁煙の対策をとっている店を対象に、禁煙標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が81.5%、「掲示していない」が18.5%であった。

※問5で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問7 出入口の見やすい箇所に喫煙専用室等の設置に関する標識の掲示（健康増進法に基づく対応）を行っていますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
掲示している	46	69.7
掲示していない	20	30.3
合計	66	100.0

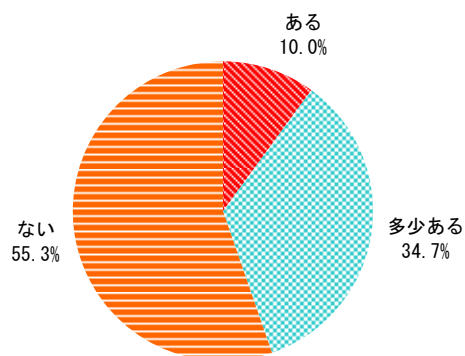


分煙の対策をとっている店を対象に、喫煙専用室等の設置に関する標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が69.7%、「掲示していない」が30.3%であった。

※問5で「1. 店内全面禁煙」または「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問8 利用者からたばこを吸えないことについての苦情はありますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
ある	54	10.0
多少ある	187	34.7
ない	298	55.3
合計	539	100.0

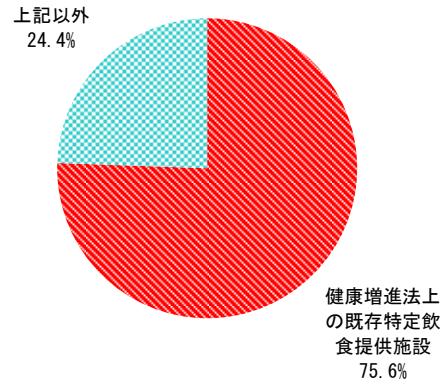


店内全面禁煙または分煙の対策をとっている店を対象に、店内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が55.3%と最も高く、次いで「多少ある」が34.7%、「ある」が10.0%であった。

※全店にお聞きします。

問9 貴店の経営規模等をお答えください。(1つに○)

選択肢	回答数	%
健康増進法上の既存特定飲食提供施設	612	75.6
上記以外	198	24.4
合計	810	100.0

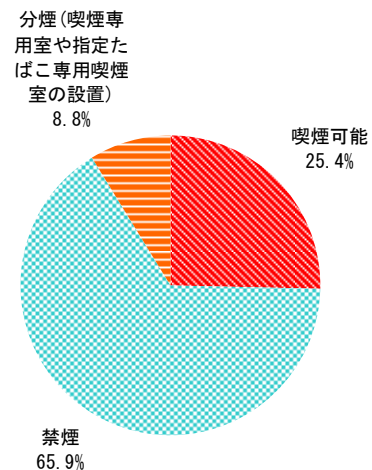


飲食店の経営規模について、「健康増進法上の既存特定飲食提供施設」の割合は75.6%と、約8割が既存特定飲食提供施設であると回答した。

※問9で「1. 既存特定飲食提供施設」と回答した方にお聞きします。

問10 貴店は、店内を喫煙可能としていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
喫煙可能	156	25.4
禁煙	405	65.9
分煙(喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の設置)	54	8.8
合計	615	100.0

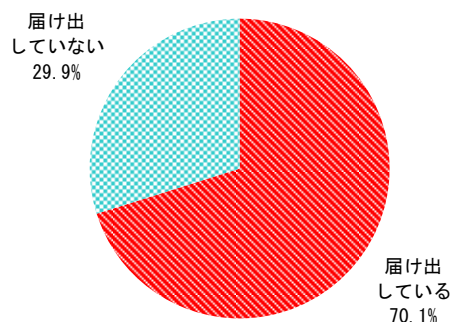


既存特定飲食提供施設を対象に、店内の喫煙可否について聞いたところ、「禁煙」の割合が65.9%と最も高く、次いで「喫煙可能」が25.4%、「分煙(喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の設置)」が8.8%であった。

※問10で「1. 喫煙可能」と回答した方にお聞きします。

問11 健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出を最寄りの保健所に行っていますか。  
(1つに○)

選択肢	回答数	%
届け出している	108	70.1
届け出していない	46	29.9
合計	154	100.0

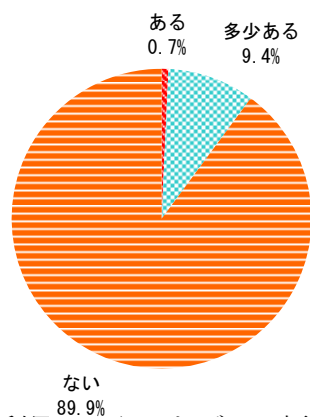


店内での喫煙可能と回答した店を対象に、健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出について聞いたところ、「届け出している」の割合が70.1%、「届け出していない」が29.9%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問12 この1年間で利用客から、たばこの煙についての苦情はありますか。(1つに○)

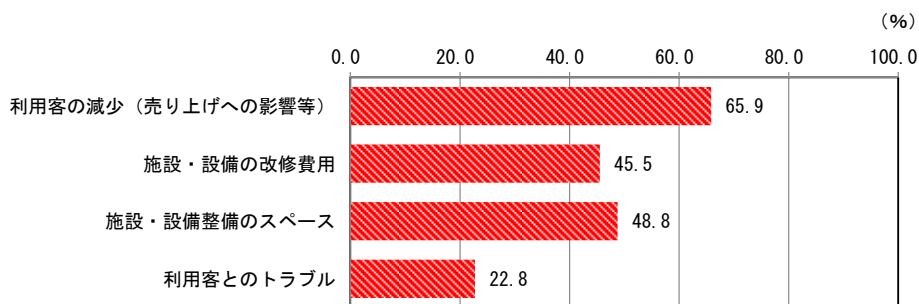
選択肢	回答数	%
ある	1	0.7
多少ある	13	9.4
ない	124	89.9
合計	138	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、施設利用者からのたばこの煙に関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が89.9%と最も高く、次いで「多少ある」が9.4%、「ある」が0.7%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問13 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。（あてはまるものに○）

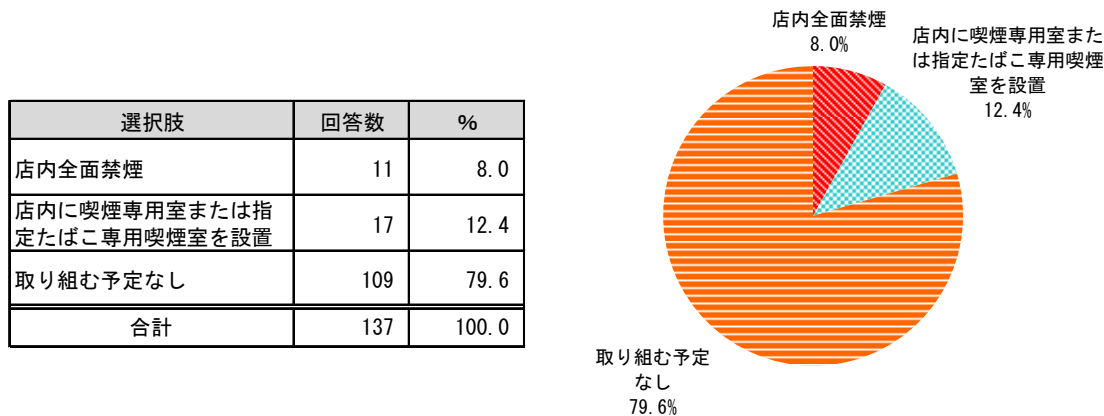


選択肢	回答数	%
利用客の減少（売り上げへの影響等）	81	65.9
施設・設備の改修費用	56	45.5
施設・設備整備のスペース	60	48.8
利用客とのトラブル	28	22.8

受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ、「利用客の減少（売り上げへの影響等）」の割合が65.9%と最も高く、次いで「施設・設備整備のスペース」が48.8%、「施設・設備の改修費用」が45.5%、「利用客とのトラブル」が22.8%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問14 貴店では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。（1つに○）



受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、受動喫煙防止対策への取り組み予定について聞いたところ、「店内に喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室を設置」が12.4%、「店内全面禁煙」が8.0%であった。一方、「取り組む予定なし」は79.6%であった。

問 15 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書き下さい。

無回答や「特になし」などを除き、126 の施設から意見が寄せられた。  
主な意見は、次のとおり。

#### ○規制・罰則の強化

- ・資本金に関係なく、チェーン店（何店以上）なら禁煙にすべき。
- ・居酒屋という、酒を供に飲食のサービスを提供している限り、禁煙は売り上げ減少になりかねない。そんな条例を行う前に法律でたばこは犯罪にして国民全員喫煙禁止にしてほしい。条例を行う前に法律を変えてください。
- ・他店にて、出入り口に灰皿を置いてあるのは、受動喫煙防止にはならないと思える。客は出入口から入るため、受動喫煙にさらされる。何の意味もない。
- ・大きいも小さいも（客席面積）関係なく全面喫煙にしないとだめでしょう。店の大きさで客の数が決まることではない。流行の店であるかどうかではないか。差別しないで全面喫煙にきなさい。大きさでなく、どれだけ入っているかだと思ふ。人数で考えるべき。決め方がおかしい。
- ・禁煙にしているも喫煙ルームを掃除する際、煙を屋内に出すところがあります。もっと指導を強化してほしいと思ひます。

#### ○規制緩和

- ・コロナと重なり売り上げ減少幅大。緩和希望。
- ・当店は焼き肉店でダクトを完備しており、お客様からは、たばこを吸わせてほしいとの声が多数ある。また問合せでたばこを吸えないなら来店はしないとの声もかなりある。このままだと客数は減っていくのは明らかで何らかの対策を考えてほしい。

#### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・コロナで客足が減り、店が混雑していない（「密」にならないようにしているのに）時に客の甘えで「吸いたい」と言われる。この繰り返しはストレス。常連さんは理解してくれるが、フリー客の扱いに嫌気がさす。
- ・まだまだ喫煙者の受動喫煙に対する意識は低く、理解できていない人が多いと思ひます。条例が制定されてから路上や公共の駐車場での喫煙、ポイ捨てをよく見かけるようになった気がします。
- ・店内全面禁煙にしているためか、店舗の外周にたばこのポイ捨てが多くなっています。外に喫煙スペースを作る場所もないので困っています。

#### ○喫煙者への対応等

- ・一時禁煙（3 カ月間）していましたが、外で喫煙する方が多くやめました。店が小さく、専用室を設置することができません。空気清浄機 2 台で取り組んでいます。
- ・店外にたばこのポイ捨てが嫌なので店外に灰皿用意。
- ・当施設では喫煙が可能であることが現時点ではメリットとなっております。一度全面禁煙に変更した際は、客数客単価、共に減少し、喫煙に戻した背景があります。喫煙される方はほとんどの方が施設内や施設外（近く）にあれば席で喫煙できなくてもさほど気にならないとおっしゃっています。店舗内に新しく設置すると年間数百万の損失となり、上記の単価、客数からも設置する意味がない状況です。受動喫煙がないことが望ましい



のですが、喫煙者の方々の示すスペースを各地に設置すべきと思います。

- ・お客様が飲食店では禁煙との認識している方が多くなりました。
- ・コロナで客数が減っているのに今までは入店できたファミリーのグループ客が入れなくなったのは厳しい。保護者の許可があれば入店可などにしてほしい。
- ・喫煙する人が減ってきています。防止対策をしなくても店内のたばこの人がいなくなると思います。
- ・確かにこの数年喫煙するお客様は極端に減っています。喫煙のほとんどのお客様が電子たばこです。無理に禁煙にする必要性が無いと考えます。しかし、徐々に受け入れる設備を設け取り組む予定はあります。
- ・席で喫煙できなければ利用しない、という事例も散見される。取組自体は良い事だし必要なのに、利用客の意識や理解が不足していると感じる。官民挙げて啓発をお願いしたい。まず屋外公用地（道路やその周辺）での全国禁煙にならないものか。

#### ○広報・周知の強化

- ・以前配布されたポスターが文字ばかりで見にくい。飲食店に掲示してもあまり見てもらえない。
- ・受動喫煙防止条例がまったく理解されていないようです→知られていない。もっと店内禁煙か店内喫煙可能な店が多くの人にわかってもらえるようにしたらよいと思います。  
※喫煙可能な店は、20才以下は入店できないということが理解されていない。
- ・受動喫煙防止対策のPRが足りないと感じます。分煙してない飲食店がまだあります。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・当店は禁煙にしてよかったと思います。家族連れのお客様も多くご来店されるので、安心して食事ができます。多少の苦情はありますが、禁煙を続けていきます。前に喫煙しているお客様からのたばこの煙で鼻が痛くなったり気分が悪くなったりしたので、禁煙大賛成です。すべての店もやってほしいです。
- ・本店は開業した時から全面禁煙を打ち出しており、特に問題はありませんでした。食事の席でのたばこの煙ほど嫌がられるものはありません。飲食する場所では、全面禁煙になっていけば良いと考えております。
- ・R2年4月より全面禁煙にしたが、当初来店客（愛煙家）が減ったが最近新しい客が増えてきた。
- ・当店は開店時より店内禁煙としてスタートしました。その当時受動喫煙の人体に及ぼす影響はあまり取り組まれてない北海道でしたので、非常に苦情も多く心が萎えることもありましたが、ようやくマスコミ等で受動喫煙防止対策が取られ、非常に喜んでます。人体に対する COPD が喫煙によることを多くの方に知ってほしいです。取組はまだ遅かったのでは？と感じています。食事するのにレストランでまだまだ喫煙可としている店も多いので、北海道が全面禁煙となる店づくりをして頂きたいと願っています。
- ・一時は禁煙に不安もあったが、実施してみたら意外とお客さんの苦情は多少あったがはじめの時だけで今はない。
- ・飲食店での禁煙について、お客様の意識の高揚が見られ、店内でのトラブルは皆無になっている。
- ・敷地内も禁煙である旨のステッカーなどがあると注意喚起もしやすく良いと思う。
- ・客席面積が当店は100㎡以下ではありますが、それに関わらず全ての店が全面禁止にな

るのであればそれに従う。

- ・現在店内全面禁煙（1F・2F）。今後2F宴会場のみ付近に喫煙専用室を設置するか検討中。他の飲食店を利用した時、たばこの煙が流れてきて気分が悪くなった。早く禁煙が進めばよいと思う。
- ・保健所に問い合わせたら、100㎡以下の店舗は喫煙室が不要とのこと。しかし当店では先のことを考え喫煙室を設置いたしました。

#### ○対応の難しさ

- ・2F店舗のため店外で吸えるスペースが作れない。
- ・当店での喫煙率が8割以上なので禁止にしてしまうと来店客の減少が大きく見込まれるため、これ以上厳しくしてしまうとお店が続けられなくなるのである程度は緩和して頂きたいです。
- ・うちのお店は夫婦二人で営業しており10坪ほどの小さい店なので、一応喫煙可能店のステッカーを貼っていますが、昔からお子様連れでお食事をされる方も多くて、まして、ご両親が喫煙される方などはお話をしても大丈夫と言ってお子様と来店されるので、こちらとしても少々困ってしまいます。まだまだ始まったばかりですので仕方無いとは思いますが。これから先どうしたものかと案じております。
- ・喫煙の可否の表示は理解もできるが入店するもしないも利用する側の自由なので国や自治体で法規制することがそもそもおかしい。制限を設けるくらいなら販売しなければよい。税込（購入）は欲しいけど吸っちゃダメっていうのは、虫の良すぎる話でしかない。
- ・喫煙は嗜好品（酒等々）であり、店舗内での喫煙の時は換気扇を2台作動している。たばこ嫌悪者は施設を選ぶと思うが。
- ・禁煙は賛成なので取り組みたいのですが、店舗状況、来客の減少等などで禁煙にはしていませんが、他のお客様の迷惑にならないよう換気扇の回っているところでの喫煙をお願いしています。
- ・公共の施設ではないので入口に喫煙の表示をしておけば、たばこを吸わない人が入居しなければいいと思います。防止にしたければ、たばこを違法にしてください。
- ・喫煙防止対策を取りたいのですが小さな店舗の為スペースをとれません。店内全面禁煙にするとお客が減る。
- ・電子たばこに対する考えが曖昧な気がします（喫煙者）
- ・借店舗のため、喫煙室の設置は難しい。

#### ○改修費用・啓発品等の補助

- ・喫煙専用室設置の届け出をしたときに設置費用などの案内などほしかったです。
- ・店内禁煙にしている、どうしても喫煙されたいお客様は外で灰皿持参して頂いています。ブースを作るよう要望が多いのですが、助成金制度もなく、一部補助されたからといってこのコロナ禍では売り上げ（利益）で補填することもできないので板挟み状態です。
- ・コロナ流行中客数が減少している中、お客様のご要望に応えることが最優先と考えています。生活していかなければいけないので、お金が無いので喫煙室の設置も今のところできません。

#### ○調査方法について

- ・質問の仕方が紛らわしい。

○その他

- ・禁煙に関しては、本当に意味のない政策です。